

### 3月定例教育委員会会議録

- 1 日程 令和6年3月27日(水)
- 2 場所 藤井寺市役所 3階 会議室305
- 3 案件
  - 日程第1 会議録署名委員の指定について
  - 日程第2 前回教育委員会会議録の承認について
  - 日程第3 教育長の報告について
  - 日程第4 議案第5号 令和6年度 中学生チャレンジテストの参加について  
・・・資料1(学校教育課)
  - 日程第5 議案第6号 令和6年度 学力向上に関する方針について  
・・・資料2(学校教育課)
  - 日程第6 議案第7号 令和6年度 支援教育方針について  
・・・資料3(学校教育課)
  - 日程第7 議案第8号 令和6年度 生徒指導方針について  
・・・資料4(学校教育課)
  - 日程第8 議案第9号 令和6年度 藤井寺市立幼稚園の重点教育課題(案)  
について  
・・・資料5(保育幼稚園課)
  - 日程第9 議案第10号 令和6年度 学校づくりのための重点教育課題(案)  
について  
・・・資料6(教育長)
  - 日程第10 報告第4号 教育委員会の後援名義等使用について  
・・・資料7(教育総務課)
  - 日程第11 その他報告事項
    - 道明寺小学校出張図書館サービスの開設について  
・・・資料8(図書館)
    - 令和6年度アイセルシュラホールの利用について  
・・・資料なし(生涯学習課)
- 4 出席委員 教育長 見浪 陽一  
教育委員(教育長職務代理者) 足立 義幸  
教育委員 富山 昌克  
教育委員 原 明子
- 5 教育部出席者 教育部長兼次長 大山 哲也  
教育監 寺田 剛  
教育総務課長 中村 真也  
生涯学習課長 木村 智紀  
学校教育課長 岸 廣幸  
文化財保護課長 新開 義夫  
スポーツ振興課長 八木 淳一  
図書館長 國頭 順子

6	その他出席者	こども未来部長 保育幼稚園課長 保育幼稚園課参事	武廣 智雄 井口 勝史 國本 貴子
7	欠席	子ども施設課長代理	萬田 尚紀
8	書記	教育総務課主幹	田名出 隆行
9	傍聴者	0人	

午後2時00分 委員会開会を宣して日程に入る。

○見浪教育長

皆さん、こんにち。それでは、3月定例教育委員会議を始めます。

はじめに、本日の会議録の署名委員ですが、足立委員よろしくお願ひいたします。

続きまして、前回令和6年2月の教育委員会議録につきまして、ご承認いただけますでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

ありがとうございます。では、承認ということで、よろしくお願ひいたします。

次に、教育長報告を行います。

去る3月22日、令和6年度第1回定例市議会が閉会いたしました。その中で、令和6年度の藤井寺市一般会計予算が可決されました。

予算総額が約259億円ということになっております。その中で性質別経費ということで、所管ごとの経費というふうにご理解いただいたらいいと思うんですけども、その中で教育費は約21億円ということで、若干少ないように感じますけども、小中学校の教員については府費負担教職員ということになりますので、人件費はの中には入っていません。主なものとしたしまして、市立図書館、それから体育館につきまして、令和7年度に耐震の改修工事をさせていただくということになっておりまして、その改修工事に伴う設計業務を委託するというので、これが約4千万円ぐらいをその費用として充てさせていただいております。

あと、小中学校の学校給食については、前回ご説明させていただきましたけども、値上げをいたしますので、その値上げ分についての助成ということで、これが大体2千万円ぐらいということになっております。

あと、金額的には少し小さくなりますけども、スクールソーシャルワーカーの活用事業ということで、配置数を増やした関係で、大体45万円ぐらい増額しています。あとは大体前年度並みの予算というところかなと思っております。教育長報告については以上でございます。

それでは、会議次第に従いまして議事に入ります。本日は議案が6件、報告事項が1件、その他報告事項が2件でございます。

議案第5号 令和6年度 中学生チャレンジテストの参加について、学校教育課長、説明願います。

○岸学校教育課長

議案第5号 令和6年度 中学生チャレンジテストの参加について、ご説明させていただきます。資料1をご覧ください。

まず、1. 調査の目的として、(1) 大阪府教育委員会が、府内における生徒の学力を把握・分析することにより、大阪の生徒の課題の改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図る。加えて、テスト結果を活用し、大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料を作成し、市町村教育委員会及び学校に提供する。(2) 市町村教育委員会や学校が、府内全体の状況との関係において、生徒の課題改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組みを通じて、学力向上のためのPDCAサイクルを確立する。(3) 学校が、生徒の学力を把握し、生徒への教育指導の改善を図る。(4) 生徒一人ひとりが、自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標を持ち、また、その向上への意欲を高めることとしております。

次に、2. テスト実施対象については、府内の市町村立中学校の第1学年、第2学年、第3学年が対象となっています。

3. テスト実施日については、第1学年、第2学年は令和7年1月9日(木)、第3学年は令和6年9月3日(火)となっております。

4. テスト内容について、調査の対象教科は、第1学年で、国語、数学及び英語、第2学年及び第3学年で、国語、社会、数学、理科及び英語とする。また、生徒に対するアンケートを実施することとなっております。

次に、3ページをご覧ください。7. 調査結果の取扱いの(5) テスト結果の取扱いに関する配慮事項については、テスト結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど、生徒等への影響を十分配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないよう、また、調査の適切な遂行に支障を及ぼすことのないよう十分配慮することとなっております。

次に、6ページをご覧ください。9. 評定の公平性の担保に資する資料についてですが、(3)「府全体の評定平均」の取扱いとして、②市町村教育委員会は、域内の学校に各学年の「府全体の評定平均」を示すとともに、それらを活用し、学校の評価活動の改善と充実を図ること。③学校は、各学年の「府全体の評定平均」及び調査結果により、各学校が求めた各学年の「評定平均の範囲」を活用し、自校の評価活動の改善と充実を図ること。としております。

また、(4) 大阪府公立高等学校入学者選抜における「府全体の評定平均」の活用について、調査書に評定を記載する際に各学年の「府全体の評定平均」を活用する方法については、第3学年は令和7年度、第2学年は令和8年度、第1学年は令和9年度の大阪府公立高等学校入学者選抜実施要項にそれぞれ示す。としております。

市教育委員会といたしましては、学校に対し、指導と評価が一体であることを意識し、評価が生徒の学習の改善に生かせるよう指導してまいります。  
以上でございます。ご協議お願いします。

○見浪教育長

ありがとうございました。ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。

○足立委員

チャレンジテストという言葉の響きは、比較的軽い感じの印象を受けるのですが、目的の項に、公立高等学校等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料を作成と書いてあることから、重要な位置付けの試験であるとは捉えています。当該の生徒たちは、このチャレンジテストはそういう資料になりうるということを理解して受けているのでしょうか。

○岸学校教育課長

それぞれの学年の生徒さんにはリーフレットがありまして、それを保護者との懇談で説明して、保護者と一緒にわかっていたりするような機会を作ったりしまして、工夫して示す形は取らせていただいております。

○富山委員

生徒さんは認識しているんですね。

○岸学校教育課長

そうですね。三者面談もですが、進路に関する授業という形で担任から進学に関する評定の説明をさせていただくといいこともさせていただいており、複数回にかけて、説明を行っております。

○原委員

特に3年生はこのチャレンジテストが入試の志望校を選ぶ指標になると思うのですが、今私立高校の無償化の話が出ていて、定員割れをしたという公立高校もあったという話も聞く中で、やはり公立高校もレベルが高いところはすごく人が集まったりして二極化がこれからもっと進むのかなと思うんですけども、そういう事態になったときのチャレンジテストの重要性や位置づけについて、どう考えているということはありませんか。

○岸学校教育課長

非常に難しい話ですが、目的の部分で言いますと、生徒一人ひとりがチャレンジテストを受けて終わりではなく、もちろんフィードバックがあります。そして、一定自分がどの教科のどの部分が課題だなというようなことを理解することができるということも一つありますし、自身の向上にも役立ちますし、実際そこがわかれば学校現場において教員がこの子はこういうところが課題だなということ踏まえた上で、指導に生かすことができるのかなと思っています。

また、入試の部分で言いますと、チャレンジテストは評定の範囲を一定決めるということになっておりますので、個人個人に影響するというものではまずございません。もちろん学校によっては、チャレンジテストの結果によって評定が若干上下するという事は出てくるのですが、それによって評価が決まるという話にはなりません。このチャレンジテストの評価が余りにも逸脱しているというときには、やはりその学校の先生方の評価がまずいのではという話になってきますので、そこを押し量るためのものというふうに考えていただけたらいいかなと思っております。そのまま直接入試に関わるという形ではございませんので、よろしくお願いいたします。

#### ○富山委員

少し話が離れてしまうかもしれませんが、私学というのはお金をかけて、贅沢な内容のカリキュラムをして、当然お金かけた分、楽しそうに見えると思うんですよ。その反対の公立というところは、お金をかけずに、どう魅力を出していくかというところをしっかりと考えて、公立には公立のすごさがあるというところをきちんと踏まえていかないと、なにか私学の無償化というところに世間が振り回されているような気がしていて、公立は私学以上にその根幹を成して、そこから始まっているんだということをもっと全面的に出していかないと、もったいない気がします。

#### ○見浪教育長

府教委においても、公立としての特色作りということではいろいろ取り組んではきているのですが、どうしても入試の時期については私学が2月で早くなるため、やはり保護者の皆さんは早く決めたいという希望が多くて、新聞等で最近よく出ておりますけれども、大阪府の学校教育審議会ですらそういった問題意識も出されておまして、おそらく令和6年度に今後どうしていくのかということが時期も含めて議論されるというふう聞いています。

他に何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは議案第5号 令和6年度 中学生チャレンジテストの参加について決定することにさせていただきます。

続きまして、議案第6号 令和6年度 学力向上に関する方針について、学校教育課長、説明願います。

#### ○岸学校教育課長

議案第6号 令和6年度 学力向上に関する方針について説明いたします。資料2をご覧ください。

この資料は、校長会議・教頭会議をはじめ学力向上推進委員会において、来年度に向けた藤井寺市としての学力課題と改善に向けた方針を共有するために示すものです。各校で年度末に行われる学力に関する課題設定や来年度の学力方針を示す総括会議等で参考にしてもらい、来年度の学力向上に関する取組を4月からスムーズに進めていただくための資料になります。

それでは、内容について説明させていただきます。

来年度の取組テーマについては、引き続き「入口の情意から出口の情意へ」と「アウトプットし、学び合う力」の育成と設定します。また、あくまで学びの主体者は

「子ども」であることを強く意識し、多様な学び方につながるように「～子ども主体の“学び方”への転換～」というサブタイトルも設定しました。

これまでの取組の成果として「アウトプットする力」（「自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組み立てなどを工夫していましたか？」）や「主体的に学ぶ力」（「課題解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか？」）についてのアンケート結果が、全国の肯定的な回答割合を上回りました。一方で、詳細を分析する中で、学力の二極化という課題も見えてきました。併せて、「平日家庭学習をまったくしない」「授業以外に読書しない（不読率）」「スクリーンタイム（学習以外にスマホ・タブレット使用する時間）の増加」が継続的な課題になっております。

先生方の授業づくりにおいては、導入の工夫やアウトプットする場の設定などを意識した授業づくりが多く見られるようになってきているととらえています。しかし、まだ、“入口”だけを意識した授業が多く、学習後に児童生徒がもっと深く学びたいとワクワクさせる授業づくりが必要で、それが“出口の情意”の向上につながり、結果として家庭学習など主体的な学びの向上や不読率の解消にもつながるといふ仮説のもと、解決に向けたビジョンを共有し、継続して取り組んでいただきたいと考えています。

「支援体制とつながり」においては、英語教育推進委員会を追加しております。本市では、今年度から ALT に特別免許を付与し、外国人指導者単独で小学校の英語の授業に取り組んでおり、児童や保護者のアンケートからも評価を受けております。来年度は、この特別免許付与者を 2 名に増やして、小学校段階における豊富なことばのやりとりの充実により、活きた英語力の向上につなげていきます。

また、来年度も大阪府の学力向上モデル校事業に積極的に参加し、道明寺小学校、第三中学校の「確かな学びモデル校」、道明寺東小学校の「学校図書館モデル校」、藤井寺西小学校の「スマートスクールモデル校」でそれぞれのテーマに応じて取組を進めます。さらに、残りのすべての学校においても、学力向上推進支援事業で校内研究等を支援し、教員にとって学びの多い、充実したものにしていきます。

#### ○見浪教育長

ありがとうございました。ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。

#### ○足立委員

モデル校ではない学校については、どう対応されるのですか。

#### ○岸学校教育課長

モデル校ではない学校に関しましても、市内 10 校全てが学力向上に関しての取組を進めております。モデル校は簡潔に言いますと、一人先生がプラスアルファされるという形をイメージしていただけたらいいかなと思うのですが、その先生が中心となってモデル校それぞれのテーマに合った取組を推進していく形になります。それ以外の学校につきましては、市で大学の先生を派遣するような予算を持っておりますので、その各学校の学力課題に沿った形の支援をするようなアプローチをさせていただければと考えております。

○見浪教育長

ありがとうございました。他に何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは議案第6号 令和6年度 学力向上に関する方針について決定することにさせていただきます。

続きまして、議案第7号 令和6年度 支援教育方針について、学校教育課長、説明願います。

○岸学校教育課長

議案第7号 令和6年度 支援教育方針について説明いたします。資料3をご覧ください。

「1. 支援教育について」ですが、近年、記載している障がい者に関する諸般の制度の整備が進められました。本市では、各学校園において障がいのある子どもたち一人ひとりの状態等を的確に把握し、きめ細かい指導の一層の充実を図り、「ともに学び、ともに育つ」教育環境の実現を目指しています。「ともに学び、ともに育つ」教育環境の実現のために、障がいのある子ども一人ひとりに対する教育を、学校教育の中心に位置付け、各学校に、複数の支援教育コーディネーターを置き、学校全体の支援体制の整備・充実を図って参ります。

「2. 本市の支援教育における重点課題」については、3点挙げさせていただいております。1点目は、「特別の教育課程の内容の充実」です。自立活動とは、児童生徒が、主体的に学習上、生活上の困難を、改善・克服するための学習のことになりますが、個々の障がいの状態等に応じた自立活動を計画的、組織的に行えるように教育課程を編成し取り組むことです。

2点目は、「個々の教育的ニーズに応じた就学の実現」です。児童生徒の望ましい成長を促すためには、できるだけ早期から、個々の状態に応じた教育を受けることが望ましく、本人及び保護者の意向や将来の希望などを踏まえた上で就学先が決められるように時間をかけて、福祉や保健所とも連携し、丁寧な就学相談を行っていくということです。

3点目は、「通級指導の充実」です。通級指導教室とは、通常の学級における個別支援を必要とする子どもたちに、自立活動を定期的に指導することで、本市では主に「発達障がい」への対応を行っております。通級指導教室が令和6年度、市内全小中学校に複数設置されましたので、通常の学級在籍の児童生徒の個々の障がい状態等の的確な把握をして、個別の指導計画を作成し、児童生徒が主体的に生活上の困難を改善・克服するための自立活動を中心とした学習指導を一層充実させていくということです。

最後に、「3. 支援教育方針について」ですが、各学校園における支援教育の取り組みの具体的な方針を示しており、昨年度と大きな変更はございません。先ほど重点課題のところでも挙げさせていただきました通級指導に関しましては、令和6年度から複数設置ができましたので、その部分に関して学校のニーズに合わせた形で対応していくということは、来年度の大きな方針になると思います。

以上になります。

○見浪教育長

ありがとうございます。ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは議案第7号 令和6年度 支援教育方針について決定することにさせていただきます。

続きまして、議案第8号 令和6年度 生徒指導方針について、学校教育課長、説明願います。

#### ○岸学校教育課長

議案第8号 令和6年度 生徒指導方針について説明いたします。資料4をご覧ください。

生徒指導は、児童生徒が社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことで、生徒指導には幅広い働きかけが含まれており、様々な学校場面で何気なく、従来から当たり前のように行われてきています。そうした当たり前のことを、生徒指導を行っているという明確な自覚のもとに、適切に働きかけを行っていくことが求められます。そして、すべての児童生徒に対して、必要な働きかけが十分に行われているかどうか、その成果が現れているかどうかを確認しながら日々の取組を計画的に行っていくことが必要です。

藤井寺市で特に課題の大きい「暴力行為」、「いじめ認知件数」、「不登校児童生徒数」の現状について説明させていただきます。

暴力行為については、年々増加しております。暴力を許さない毅然とした対応をとるとともに、規範意識の育成に努め、教職員による組織的指導体制のもと、関係機関との連携を密に行うことが必要です。また、感情のコントロールがうまくできず暴力行為に及んでしまう児童生徒が増加していることから、暴力行為に至った理由や原因をしっかりと聞き、本人の困り感や気持ちを理解した上で、その児童生徒に合った形で適切な表現方法・行動や気持ちのコントロールの仕方を伝えていく等、暴力行為に対する指導のみで終わらないようにする必要があります。

いじめ認知件数については、増加しておりますが、これは、些細なトラブルについてもいじめとして捉え、組織対応による早期解決の取組を行うよう各校に指導している成果だと考えています。今後も早期発見・早期対応を行い、いじめを深刻化・重篤化させないようにすることが重要な課題です。

不登校児童生徒数についても増加しております。不登校になっている児童生徒に対して、登校できるよう粘り強く対応することに加え、新たに不登校になる児童生徒を生まない学校づくりが必要です。また、学校内外で相談・指導を受ける体制を整える必要があります。

以上のような課題に対して、チーム学校としての指導体制の充実、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携、配置回数をちょっと増やしていただける予算をつけていただきましたので、そういった支援体制もまた今後検討していく必要があると考えております。

人権教育の充実、児童会活動・生徒会活動の充実、そして年3回以上のいじめアンケートと教育相談、その他各種教員研修、今年度大阪法務少年支援センターの研修を予定しております。そして、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセ



ラーの研修も教員にも実施していこうと考えております。以上、生徒指導の方針になります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○見浪教育長

ありがとうございました。ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。

○富山委員

暴力行為が増加しているということですが、昔よく見かけたいわゆる不良と呼ばれる方々とは違うジャンルの暴力なのですか。

○岸学校教育課長

感情のコントロールが非常に難しい子どもが繰り返し他の子どもを叩いてしまったりだとか、例えば物に当たってしまうだとか、そういった件数が増えているというのが現状でして、小中学校が全体として荒れているという意味ではなくて、どちらかという感情のコントロールが少し難しい子どもたちに対して、どういうアプローチをしていくのかということが課題になっています。

○富山委員

生徒指導において、最近ニュースなど聴く麻薬や大麻といった問題に対する指導というものは、どこに当てはまるのですか。

○岸学校教育課長

薬物とかオーバードーズといった問題につきましても、基本的には薬物乱用防止教室として警察の方に来ていただいたり、専門家の方に来ていただいて、特に中学校の方は必ず実施しています。また生徒指導の方では、そういった部分に特化して警察の方に来ていただいて、話をさせていただくという機会もあります。

○原委員

「暴力行為」、「いじめ認知件数」、「不登校児童生徒数」と全て増加傾向ということですが、これからも増加していくのではないかなと思われるところですが、いろいろな問題があると思いますが、生徒指導の先生を各学校で増やすということは難しいのでしょうか。

○岸学校教育課長

一定数の規模になったときに加配という形で配置させていただいているということはあるまして、中学校3校全てに配置させてもらっています。そして藤井寺小学校と道明寺小学校、藤井寺南小学校にも加配として配置をしております。

○富山委員

今のいじめは、ネットを使ったような陰湿的なものが一番多いのではないのかなという気がしています。そんなことをしたら、「一生残るんですよ。デジタルタトゥ

一が残るんですよ。」というようなところを本当に伝えていってあげてほしいなと思います。

#### ○岸学校教育課長

いじめの定義は、受けた側が嫌な思いをした段階で、いじめが成立します。統計上は小学校2年生が一番いじめの数が多くなるというのが現状なんですけれども、やはり学校の中では見えない部分であるSNSといったものは、表面的化してこないと教員もなかなかわからないですし、それを家庭でも掴めなかったときには、そこで閉じこもってしまう形になってしまう可能性もありますので、家庭と学校が両輪で回っていくということをアンテナの感度を高くして、子どもたちを見守ることが必要になってくると思います。補足になるのですが、小学校2年生が多いのは、ちょっとぶつかったとか、嫌なことを言われたとか何かそういったトラブルの件数が2年生ぐらいから非常に多くなっていて、そこを一生懸命指導していって徐々に少なくなっていくという流れになっていまして、必ずしもSNS関係の件数が多いわけではないということをお伝えさせていただきます。

#### ○寺田教育監

加えて、日々の教育活動の中で、SNSを使うということはどういうことなのかということであったり、自分がもしされたらどう感じるんだろうかということ、相手を感じる痛みであったりと考えていることができるというところをしっかりと考えていけるような子どもたちに育てていきたいなと思っています。

#### ○足立委員

生徒指導の方針を見させてもらった印象として、すごくきめ細やかな対応を求められる状況なんだなと思いました。先ほどからありますように、SNSの発展に伴って見えなかったことが見えるように、知らなかったことを知ることができるようになった結果として、こういう対応が必要になってきているのだろうと思うのですが、こういうきめ細やかな対応をしようとするとおそらく人を増やしていかないといけないということも出てくると思うんです。人を増やすっていうことになるとお金がかかる。先ほども予算のお話がありましたけども、今後もっといろんな対応を求められていくことが想定されますので、予算獲得の努力であったり、人員確保であったりということに注力していかないといけないのかなと思いました。

#### ○原委員

「その他」の項目の「効果的な教員研修の実施」において、経験が少ない教員に対しての研修の充実とありますが、経験の少ない先生だけではなく、ベテランの先生に対する研修とかもされているのですか。

#### ○岸学校教育課長

生徒指導の場合は生徒指導の担当で定期的に月に1回程度集まって、自分の学校でこういう事案があつてこう対応をしたということに対して、意見を言いあう機会があります。あとはスクールソーシャルワーカーの方に、具体的に子どもたちへの接し方だとか、こういった事案があつたときにはどういう機関と繋いでいったらい

いのかとかといったことも生徒指導の担当以外の先生方にも伝えていただくような研修も毎年させていただいております。

○見浪教育長

情報リテラシーの話については、学校でそれに関する教育はされているのですか。

○岸学校教育課長

保護者にも一緒になって考えていっていただきたいということがありまして、よく中学校でさせていただいておりますのは、例えば入学説明会であるとか、入学式が終わってから少し保護者の方残ってくださいという形で話をしたり、そこに専門家の方を呼んできて、実際このSNSのトラブルが起きているとといったことを説明させてもらう機会を作ったり、あとは特に1人1台タブレットパソコンが入ってからは、やはり技術力をどういう形でつけていくのかということと並行して、リテラシーの部分も、各学年で理解させるという教育も進めていきます。

○見浪教育長

当然、SNSのリスクであるとか、他人に対しての誹謗中傷は絶対駄目だといったことも合わせてということですよ。

○岸学校教育課長

いろんな教科の中でそういったことは取り上げさせていただいていて、1回ではなくて、それこそ何度も何度もということで形になるのかなと考えています。

○見浪教育長

ありがとうございます。他に何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは議案第8号 令和6年度 生徒指導方針について決定することにさせていただきます。

続きまして、議案第9号 令和6年度 藤井寺市立幼稚園の重点教育課題（案）について、保育幼稚園課、説明願います。

○國本保育幼稚園課参事

議案第9号 令和6年度藤井寺市立幼稚園の重点教育課題（案）について、ご説明いたします。資料5をご覧ください。

まず初めに、基本理念です。中段のところに書いてあるのが、市立幼稚園の基本理念です。「基本理念 一人一人の未来に向かう力を豊かに育む」といたしました。

これは、上段の藤井寺市教育振興基本計画の基本理念をもとに、そこに向かうために必要な幼児期の育ちを考えて設定しております。

また、それに続く基本目標につきましても、教育振興基本計画の基本目標をもとに、幼児期に育みたい育ちについて述べております。

そして、基本理念、基本目標をもとに基本方針、育みのテーマを設定しました。

これは幼稚園の教育活動を進める上で重視する点について6つの面から示したものです。まず初めが前提となる考え方です。

幼児期は人の生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。まずは子ども

一人ひとりを、かけがえのない存在として受け止め、寄り添う保育者の姿勢について述べました。

また、子どもの生きる力の基礎を育むため、幼稚園教育要領に示されております、「知識および技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力を一体的に育むように努めることや、また実際の援助においては、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を方向目標として子どもの姿を読み解きながら、主体的・対話的で深い学びの充実を図っていくことを前提に保育を進めていくということを求めています。

では、6つの育みのテーマについて順に説明させていただきます。資料の次のページをご覧ください。

囲みの中には、6つのテーマそれぞれが目指すところを示しています。また、囲み以降には運営の中でどのような点に気をつけていくべきかを具体的に示しております。各テーマについて順に見てまいりますので、四角枠外の部分をご覧ください。

まず、テーマ1は、「チームとしての教職員組織。チームで子どもの心身の育ちを支える。」になります。ここでは園の職員組織のあり方について述べています。

教育過程指導計画を軸に、組織として教育活動の質を向上させていくこと、また職員間の同僚性を高めることに触れています。

次に、テーマ2「多様な体験を促す環境からの教育。一人一人に応じた育ちと学びを支える。」では、子ども一人ひとりを主体として捉えて援助していく大切さについて述べています。

子どもたちは、「人」、「場やもの」、「事象」、「時間」といった周囲の環境と関わりながら、感じたり考えたりして育てていきます。

一人ひとりの意欲や発想を大切に、子どもを主体とした保育の展開に努めることの大切さに触れています。

この項目は、小学校以降でいうところの個別最適な学びに繋がると捉えています。

テーマ3「周囲との関わりの中で、協働する力を育てていく。」では、子どもたちが関わり合いながら育ち合っていく過程について述べています。

ともに過ごす子どもたちが、関わり認め合う関係であることの大切さや、その際の教師の姿勢について、また幼児期において大変重要な言葉の獲得について示しています。

そしてこの項目は、小学校以降でいう協働的な学びに繋がると捉えております。

テーマ4「ともに学び、ともに育つ教育の推進。一人一人が自分らしさを安心して発揮できるように。」は、支援教育の観点からの項です。

発育や発達のみならず個別の支援が必要な子ども、外国にルーツがある子ども、子どもたちのニーズは様々です。人権を尊重する意識をしっかりと持ち、多様な子どもたちを受け止める市立幼稚園には、セーフティネットとしての役割があることに鑑み、多様な子どもたちを受け止める、このテーマを設定いたしました。

そしてテーマ5「子どもと保護者の居場所となる幼稚園。地域の子育て支援を担う」は、子育て支援についてのテーマになります。

乳幼児期の保護者にとって、子育てのパートナー的な存在は大変貴重です。ここでは、保護者や地域に向けての子育て支援のあり方、地域に根ざした園としてのあり方などについて述べています。

そして最後に、テーマ6「発達や学びの連続性をふまえた幼少の接続」では、幼

稚園教育と小学校との接続について述べています。

令和4年度文科省より、幼保小の架け橋プログラムに関する手引が示され、幼児期と児童期の接続が重要視されています。この幼小接続につきましては、まず幼小の教職員の相互理解を深めることが重要だとの考えを示しております。

以上、藤井寺市立幼稚園の重点教育課題として提案させていただきます。  
ご審議よろしくお願いたします。

○見浪教育長

ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。

○足立委員

今回のこの基本理念は、令和6年3月に新たな教育振興基本計画が策定されたため、それに伴って制定されたということでしょうか、参考までに昨年度と変わっているということでしょうか。

○國本保育幼稚園課参事

はい、そうです。昨年度は、一人一人の未来に向かう力を育む豊かな幼稚園というふうに書かせていただいております。今回は、教育基本振興計画から基本理念において、どういう力が必要かということをもう一度読み解いて、未来に向かう力ということ进行分析しつつ、確認させていただいたという経緯はあります。

○足立委員

育むというところがテーマになっているということ踏まえ、基本方針の中の内容も、昨年度からブラッシュアップを図っていると解釈したらよろしいでしょうか？

○國本保育幼稚園課参事

はい、そうです。新しい指導計画や指導要領、それから幼稚園の教育要領などももう一度考え合わせて、小学校との繋がりをもう少し良くしていこうという視点では考えさせていただいております。

○足立委員

昨年度から大きく変わる内容ではなくて、継続性があるような形になっていると思いますので、質の向上というものに繋げていける可能性が高くなるのでいいのではと思っています。

○富山委員

今お聞きしていて、本当に素晴らしくまとめていらっしゃると思うのですが、このテーマ1から6に対して、もしそれぞれ一言で言えば、どのように表現されますか。

○國本保育幼稚園課参事

テーマ1は組織のマネジメントの関係について、テーマ2は個々の子どもたちへの育ち、個別最適な学びに繋がるというところで、テーマ3は協同的に子どもたち

を見る、子ども集団としての育ちを見ていく、テーマ4につきましては個別に支援の必要な子どもたちへの目線です。テーマ5は、保護者支援、子育て支援についてです。テーマ6は幼小接続について書いております。

#### ○富山委員

ありがとうございます。すごくきっちり書かれているので、しっかり読めばすごく伝わってくるのですが、時間がなくてここまでしっかり読めない方もいらっしゃると思うので、たった一言というところできちんと書かれた方が、方向が見えやすいかなと思います。耳に残る言葉は、去年もですが「一人一人」が耳に残るんです。そこにはどういう意味合いがあるのかわかりにくいのですが、いつもお聞きしながら、一人一人丁寧に接してあげたいのだろうなという気持ちだけが最後残ってしまうので、できたらこの6個のテーマが聞き手に残るようにした方が、本当はきちんと前に進んでいくのではないのかなと思ったりしています。

#### ○原委員

今回基本方針などを聞かせていただいて、とても素晴らしいなと感じているのですが、先日卒園式にお伺いさせていただいて、10年ぐらい前に比べたらおそらく人数も減ってきている中、卒園生もすごく少ないと思う反面、一人一人の目が行き届いていいのかなと思ったりもしつつ、みんなすごく元気に歌とか歌ってくださって感動したところですけども、次の入園児の数はどのような感じなのでしょう。

#### ○井口保育幼稚園課長

個別の数字は今持っていないんですけども、概ね横ばいか、園によっては少しだけ増えているかなというところもございます。卒園生よりも次に入ってくる4歳児がちょっと多いかなという面もありますけれども、ただ1クラス20人いかなぐらいですので、昔に比べるとやはり減っているのかなというところと、その理由としましては、やはりお仕事をされている方が多く、長時間見てくれる幼稚園であるとか、こども園というようなところにニーズがあるのかなというようなところはございます。

#### ○見浪教育長

ありがとうございます。他に何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは議案第9号 令和6年度 藤井寺市立幼稚園の重点教育課題（案）について、決定することにさせていただきます。

続きまして、議案第10号 令和6年度 学校づくりのための重点教育課題（案）について、私から説明させていただきます。資料6をご覧ください。

先ほどから様々な方針について決定いただきましたが、この重点教育課題につきましても内容につきまして各学校に提示させていただいて、学校の方で今後学校教育目標等を設定するというようになっておりますのでその参考といたしますか、それを踏まえて、目標等を作っていただくということになってまいります。この重点課題2024につきましては、表に書かせていただいておりますけども、第2次藤井寺市教育振興基本計画、それから大阪府の教育委員会から市町村教育委員会に対し

て、指導・助言事項というものが毎年出てまいりまして、そういったことを踏まえて策定するというようになっております。

まずは1ページをお開きください。基本理念ということになっております。基本理念については、第二次藤井寺市教育振興基本計画にあります「歴史や文化、違いを尊重し、生涯にわたって学び続け、活躍できる人の育成」とさせていただいております。

中ほどから下では「基本的な考え方」を書かせていただいております。これからの子どもたちが、国際化・情報化の進展などの複雑で予測困難な時代でどう生きていくのか、生き抜く力というものをやはりしっかりと育成していく必要があるということを書いております。

また、答えがわかっている問いに対して、いかに早く正確に解答すること、最近では認知能力と言いますが、それだけではなく、自分で考えて表現する、それからいろんな情報を取捨選択して、対話や協働を通じて新しい解や納得解を生み出す力、まさに付加価値を生み出していくような力、いわゆる非認知能力と言われてはいますが、こういったものをしっかりと育成していく必要があるということを書いております。そのためには、学校として「主体的・対話的で深い学び」の実現に取り組んでいく必要があるということ、授業改善を意識するとか同僚性を発揮して先生方が学び合いながら質を高めていくということが重要であるということを書かせていただいております。

それから、次の段落では保護者や地域の人々が学校における教育活動や様々な活動に参加できる地域に開かれた学校づくりということをやっているって下さいねということを書いてあります。

さらに3段落目では、いじめや不登校、貧困、虐待等の子どもを取り巻く課題が多様化、複雑化している中、まずは各教職員がアンテナを高くして、些細な変化に気付くということを出発点として、ただそれを1人の教員に任せるのではなくて、学校全体として、チーム学校として対応する必要があるということを書かせていただいております。

最後には、教職員の時間外の勤務時間が増えているという状況がありますから、働き方改革を進めるということ、それから教職員の不祥事も後を絶たないということで、厳正な服務規律が保たれるようにしてくださいということを書かせていただいております。今後学校として運営方針を作るにあたっては踏まえていただきたいということを書かせていただいております。

そして、3ページは重点課題ということで、この中では重点課題と教育課題に分類しておりますが、両課題ともに子どもたちの成長には重要であり差異はないですけども、やはり現下の状況を踏まえ、私の思いで分けさせていただいております。

まず一つ目として、「いじめ防止・早期発見」ということを書かせていただいております。これは特に最近府内でいうと、門真市の第三者委員会の報告で2年前に起こった自殺はいじめと密接に関連があると結論付けられました。また、九州の方では、これは自殺の直接的な原因かどうかは特定できないとしたものの、やはりいじめがあったと認定されているということで、そういったことからここはいじめというのは重大な人権侵害であり、ときには命を奪いかねないという基本的視点にまずは立つべきであるということを書いてあります。

そして3段落目では、いじめを防止するためには、先ほどの基本的考え方であり

ましたけれども、何よりも早期に発見をするということが大事であるということでございます。日ごろから教職員がアンテナを高く持って、小さな変化に気づくとともに、学校全体として解決していくことが重要だということを記載しております。

そして一旦いじめの行為が収束したとしても、再発防止ということで継続的に注意深く見守る必要がありますよということを記載させていただいております。そういった考え方のもとで、学校に取り組んでいただきたい内容を丸数字の1から12まで書かせていただいております。先ほどありましたインターネット・SNSを介したいじめについても、11で端末や携帯電話等の利用にあたっての有効性危険性を理解させることとして、2行ぐらいの文言で書かせていただいておりますけども、これを学校でしっかり受け止めていただいて、教育や授業にも反映させていただきたいということでございます。

それから、二つ目の「不登校児童・生徒の支援」ということで、これも先ほど話がありましたけども、やはり不登校の児童・生徒がかなり増えているというような状況が全国的にもありますが、藤井寺市の中でも増えているということがあります。不登校に至る背景については、多様化・複雑化しておりますので、単に学校に戻りなさいという一面的な指導だけではなくて、その子どもに合った支援を行うということが重要だと、登校復帰のみを目標とするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に考えるように配慮することが必要ですということを書いております。

一方で、学校において様々な経験を積み、社会性を身につけていくことも必要であると思いますので、学校に戻ってもらうことも諦めずに段階を踏んで粘り強く支援していくことも重要ではないですかということを書かせていただいております。それに関する取組として、その次のページに1から6として書かせていただいております。

次に、5ページの3「個別最適な学びと協働的な学びの推進」ということでございます。これも先ほどから何回か出てきておりますが、「主体的・対話的で深い学び」の考え方を基本として、確かな学力を身につけ、正解がないような問いに対しても自ら学び、自ら探究することができる児童・生徒を育成することが重要だということをも基本理念として捉え、記載させていただいております。

そして最後の段落では、全国学力・学習状況調査における学力調査の平均正答率を令和7年度に府平均水準に到達することを目標としていますということで、各学校において計画的・系統的に学力向上に取り組んでくださいということを書かせていただいております。そのために取り組んでいただく個別の項目を6、7ページに記載させていただいております。

8ページ以降は教育課題ということで記載させていただいております。当然これも同じく大切なことなんですけれども、時間の都合上、ちょっと端折らせていただきますと、一つ目として英語力の育成ということを記載させていただいております。ALTの配置といったことも岸学校教育課長からも先ほど説明ありましたけれども、藤井寺市教育委員会としましては、英語力の向上に力を入れて取り組んでいただきたいと考えております。

それから、2番目の「多様な学びの支援」ですが、9ページの「(1)障がいのある子どもたちの教育の推進」において、支援教育方針と同じような内容にはなりますが、ここにも記載させていただいております。

10ページには「(2)帰国・渡日児童生徒の支援」として、日本語教育等をしっ



かり取り組んでいくということを書かせていただいております。

3番目の教育課題としましては、「人権教育・道徳教育の推進」ということで、人権教育を学校としてしっかり進めていってくださいますということを記載しています。

それから11ページにある4番目「健やかな体の育成」ということですが、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果として、藤井寺市の児童・生徒の体力合計点が令和元年度から連続して減少傾向にあるということで、ここでは体力向上の取組について記載しております。

あわせて、12ページでは熱中症を初めとする、体育活動中の事故防止についても記載させていただいております。また、朝食喫食率が全国・大阪府平均に比べて低いということですので、食育の一番大きなモデルとなるのが給食であるということも活用しながら、食育の推進についてしっかり努めてほしいということを書かせていただいております。

それから5番目が「地域との協働による学校づくり」ということで、最初の基本的な考え方にも出させていただいておりますけれども、学校情報を積極的に地域に発信するとともに、保護者や地域の方々が学校における教育活動や様々な活動に参加していただけるような環境づくりをしていってもらい、そうすることで地域の人々と触れ合っ子どもたちの社会性が育ち、そして地域や藤井寺市に誇りを持っていただくということをしかりやっいていってくださいますという考えを記載しています。

6番目の「力と熱意を備えた教員と学校組織づくり」ということですが、AIの進歩やSNSの発展といった中で、先生方もやはり様々な知識と技能を習得していただく必要があります。そして、いじめや不登校、貧困、虐待等の子どもが抱える課題も複雑化しているという中で、先生方もいろんな観点から子どもたちを見ていって変化に気づく必要があるということで、一人ひとりの教員に応じた研修等の受講奨励などを通じて資質・能力の育成を図るとともに、とりわけ学校組織の中心となる次代の管理職・ミドルリーダーの育成を図ることで、学校の組織力を強化していくということをご記載させていただいております。

次の15ページでは、(2)として「教員の働き方改革」ということをご記載させていただいております。

それから、16ページに7番目の教育課題として「安全・安心な学校づくり、セーフティネットとなる相談体制づくり」とさせていただきます。

これは安全・安心な学校づくりということ、登下校や学校内での活動の各場面において、学校、保護者、地域、関係機関が一体となって取組を進めていくことが重要ですよということをご記載させていただいており、一方で各学校においては、自然災害を想定した訓練や不審者侵入対応訓練といった日々の訓練を通じて、児童・生徒にも安全教育・指導を行うことが必要ですよということをご記載させていただいております。

17ページでは「(2)セーフティネットとなる相談体制づくりの推進」ということで、様々な相談体制、それからスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の取組について、先ほど生徒指導方針でも説明がございましたけれども、そういったことをしかり活用した相談体制を作ってくださいねということをご記載させていただいております。

最後に、8番目として「市民から信頼される学校づくり」ですが、不祥事の防止ということ、最初に申しましたけれども現在教職員の不祥事が増えてきており、

何かあったときには報道等で出ますし、保護者や社会全体で目にすることが多くなってきておりますので、服務規律をしっかりとしていけないということや、それから児童・生徒に対するハラスメント、職場における同僚に対するハラスメント、それから上司から部下に対するハラスメントは決してあってはならないということも19ページで記載させていただいております。

こういった形で重点教育課題とさせていただいております。先ほどの生徒指導方針であるとか学力向上に関する方針と併せて年度末に各学校の方に提示させていただいて、方針を作られるということです。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。

#### ○原委員

7番目の「安全・安心な学校づくり、セーフティネットとなる相談体制づくり」というところで、児童・生徒の登下校について、保護者・防犯委員・ボランティアの方々に子どもの安全確保について取り組んでいただくとありますが、地域によってはボランティアの方が高齢になってきておられて、元気な方が多いのですが、やはりその方にずっとやってもらえるかというところではなく、高齢化でちょっと大変になってきているという話や、保護者もやはり働いている人が多いので、その時間にはどうしてもボランティアとして参加できない、防犯委員もなかなか手がいないという話も聞きますし、高齢者のボランティアの方が引退された後、今年はいいとしても5年後、10年後にどういうふう子どもたちを守っていけるのかとなると、こういったところに予算をつけて対応していくといったことも考えていけないんじゃないかなと個人的に思うんですけど、どのように考えておられますか。

#### ○見浪教育長

開かれた学校づくりということで、この中で書かせていただいておりますが、コミュニティスクールであるとか、学校への応援団的なものを増やしていければと思っております。一部の方だけに負担がかからないようにしていくということも、これがどこまで効果的かということはあると思いますが、そういった取組も学校に対してお願いしております。ただそれですぐに解決するかということには分かりませんし、今後状況を見ながら考えていかなければいけないかなと思っております。

#### ○足立委員

6番目の「力と熱意を備えた教員と学校組織づくり」の中の「(2)教員の働き方改革」についてですが、結局ここが変わっていかないと、子どもたちへの接し方であったり、自身の成長に時間を割けないと思うんです。今の子どもたちは、就労時間や残業があるのかといったことを気にする人も多いと思いますし、学校の先生方の悪い側面ばかりがマスコミで取り上げられるような状況になって、教員という選択肢がなくなってきているような気がしているので、この働き方改革の項目が2番目にきているのは、なにか埋もれている感じがしてすごく残念なので、これこそ一番目の目立つところにあった方がいいのではと思いました。

○見浪教育長

そうですね。授業改善や授業準備にしても、より時間があれば十分にできるということですよ。

○足立委員

時間的に余裕があれば気持ちにも余裕ができて、元気な先生を子どもたちが目にすることができると思うんです。それがおそらく、子どもたちが将来的に先生という職業を選択肢に入れてくれることに繋がっていくような気がします。この働き方改革というものは、マンパワーだけで片付けるような時代ではない気がしていて、組織的にどのように労働環境を整えていくのかというところが、すごく重要だと思っています。

○見浪教育長

足立委員がおっしゃられたとおりだと思いますので、(1)と(2)については入替させていただきます。

他に何かご意見等はございますか。よろしいでしょうか。そうしましたら、議案第10号 令和6年度 学校づくりのための重点教育課題(案)について、は若干修正させていただくということで決定させていただきます。

次に、報告事項に移ります。報告事項につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び藤井寺市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長として専決しておりますので報告させていただきます。

まず、報告第4号 教育委員会の後援名義等使用について、教育総務課長、説明願います。

○中村教育総務課長

報告第4号 教育委員会の後援名義等使用について、ご説明させていただきます。資料7をご覧ください。

今回の報告につきましては、令和6年2月分の使用承認で専決処理をしたものでございます。内容につきましては、資料7の表の9件でございます。

以上、藤井寺市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱第3条第2項に基づき報告させていただきます。以上です。

○見浪教育長

ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは意見なしということ、この件につきましては、承認ということにさせていただきます。

続きまして、その他報告事項 道明寺小学校出張図書館サービスの開設について、図書館長、説明願います。

○國頭図書館長

道明寺小学校出張図書館サービスの開設について ご報告させていただきます。資料8をご覧ください。

昨年9月の教育委員会会議におきまして、支所図書コーナーの代替サービスとして出張図書館サービスを検討していることをご報告いたしました。令和6年4月から、道明寺小学校旧正門奥にて、出張図書館サービスを実施いたします。現在行っている出張図書館サービスと同様に、月2回の開設と予約資料の貸出、返却、予約・リクエストの受付、図書利用カードの発行、レファレンスサービスの受付を行います。職員が直接対応することで、利用者からお話をお伺いし、細かなニーズに沿った資料を提供することができるよう、努めてまいります。

以上報告とさせていただきます。

#### ○見浪教育長

ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは意見なしということ、この件につきましては、承認ということにさせていただきます。

続きまして、その他報告事項 令和6年度アイセルシュラホールの利用について、生涯学習課長、説明願います。

#### ○木村生涯学習課長

令和6年度におけるアイセルシュラホールの施設管理及び利用につきまして、報告させていただきます。資料はございませんので、口頭にてご説明させていただきます。

まず施設の管理につきまして、1、2階エリアは適正に施設移管の手続きを行いまして、観光課が所管します。3、4階は引き続き生涯学習課で所管いたします。令和7年度からは施設全体の所管は観光課に移管する予定でございまして、条例等の整備を来年度中に実施する準備を進めております。

次に、来年度の施設利用につきましては、12月の定例教育員会議で説明させていただきました通り、3、4階の利用は変更なくご利用いただけますが、1、2階フロアの各コーナー利用につきましては工事の期間に合わせて取扱いが変更になります。再度の説明となりますが、令和6年4月1日よりご利用ができなくなるものは1階の展示コーナー、住民票等交付サービス、2階のビデオコーナー、幼児コーナー、歴史展示コーナー及び展示室となります。ご利用方法が変わるものとしましては、貸館受付及び生涯学習課執務場所が3階の現パソコンルームになります。

また高齢者憩いの場につきましては、リニューアル中は利用停止となりますが、それまでは年齢に関係なく、どなたでも利用いただけるスペースとして開放されます。2階の自習室につきましては、3階の部屋の空き状況を踏まえ、開放をおこないます。図書コーナーにつきましては、1階フロアで予約本の受付・貸出・返却の対応を行います。

以上、簡単ではありますが報告とさせていただきます。

#### ○見浪教育長

ありがとうございます。ただ今の件について、委員の皆様、何かご質問等ございますか。よろしいですか。それでは全体を通じまして何かご質問等ございますか。よろしいですか。ありがとうございます。

本日予定しておりました案件は全て終了しました。

それでは、以上をもちまして、3月定例教育委員会議を終了させていただきます。  
本日はありがとうございました。

会議事項が終了したので、閉会を宣する。

午後3時50分